

# 平成21年度 市市民税 県民税

市では、市民の皆さんが豊かで健康な暮らしができるよう、広い範囲にわたりいろいろな仕事をしています。その資金は税金であり、皆さんのそれぞれの収入などに応じて納付していただいています。その税金のひとつに市民税があります。この市民税とは、一般に市民税と県民税を合わせたものをいいます。

個人の住民税には、税金を負担する能力のある方が均等の額で負担する均等割、その方の所得金額に応じて負担する所得割の二つから構成され、その年の1月1日現在に住んでいる市町村で前年中の所得に基づき課税されることになっていきます。

課税課(☎826・1111 内線2231、2236)

## 市・県民税を納める方

平成21年1月1日現在

●市内に居住し、20年中に一定以上の所得のあった方

●市内に居住していないが、市内に事務所、事業所、家屋敷を所有している方(均等割のみ)



## 市・県民税が課税されない方

【均等割も所得割もかからない方】

- 20年中に所得のなかった方
- 生活保護法による生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦(寡夫)で、20年中の合計所得金額が125万円以下の方
- 20年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方

32万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)  
+18万9千円

※控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ、18万9千円を加算します。

【所得割がかからない方】

- 20年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方

35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)  
+32万円

※控除対象配偶者や扶養親族がいる場合のみ、32万円を加算します。

## 納める方法

市民税・県民税を納める方法には、次の2つの方法があります。

●納税通知書で納める方法(普通徴収)：事業所得者、公的年金受給者など

※市から個人あてに直接送付する納税通知書(6月16日(火)に発送)により、年税額を平成21年6月、8月、10月、22年1月の4回の納期に分けて納めていただきます。

●勤務先で給与から差し引いて納める方法(特別徴収)：給与所得者

※年税額を平成21年6月から22年5月までの12回に分けて、給与から差し引いて納めていただきます。

## 税額の計算方法

課税総所得金額(所得金額-所得控除額①) × 税率10%② = 所得割額

所得割額 - 税額控除③ + 均等割額④ = 年税額

### ①所得控除の種類／

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

②税率／市民税…6%、県民税…4%

③税額控除／調整控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除額および株式等譲渡所得割額控除額、

住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除

※市・県民税には、政党等寄付金特別控除などの制度はありません。

④均等割額／市民税…3,000円、県民税…2,000円

※県民税の中には、森林湖沼環境税が含まれています。

土地・建物などの分離譲渡所得は、計算方法が異なります。税率などについて細かく規定されていますので、詳しくは、お問い合わせください。

## 平成21年度の主な改正点

### 市民税・県民税の寄附金の控除の改正

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを生かすことができるように、市民税・県民税の寄附金の控除が改正されました。

- 対象寄附金／①地方公共団体に対する寄附金  
②茨城県共同募金会に対する寄附金  
③日本赤十字社茨城県支部に対する寄附金  
④茨城県または土浦市が条例により指定した寄附金
- 控除額／(寄附金額－5千円)×10% (基本控除額)  
※地方公共団体に対する寄附をした場合は、特例控除額が加算されます。
- 控除方法／税額控除方式
- 控除対象限度額／総所得金額の30%

### 公的年金からの市民税・県民税の天引きが始まります。(特別徴収)

公的年金受給者が市民税・県民税を納付するために金融機関などへ行ったり、口座残高の確認といった手間をなくすため、10月支給の年金から市民税・県民税の特別徴収(以下「年金特徴」)が開始されることになりました。この年金特徴が開始されても、徴収方法が変更になるだけで、年間の税負担は変わりません。

#### ●対象となる方

市民税・県民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金などの支払いを受けた方で、当該年度の初日(4月1日)に老齢等年金給付(老齢または退職を支給事由とする年金)の支払いを受けている65歳以上(昭和19年4月2日以前に生まれた)の方

ただし、次の方は年金特徴の対象にはなりません。

- ①当該年度分の老齢等年金の年額が18万円未満の方
- ②市の行う介護保険の特別徴収対象被保険者でない方
- ※ご自身が対象になっているかどうかは、6月中旬ごろにお送りする税額決定・納税通知書でご確認ください。

#### ●対象となる公的年金(天引される年金)

老齢等年金給付(老齢または退職を支給事由とする年金)…  
老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など  
※遺族年金や障害年金は、年金特徴の対象になりません。

#### ●徴収する税額

- ・天引きされるのは、公的年金のみにかかる所得に対しての税額です。
- ・公的年金以外に所得(給与所得、不動産所得、農業所得など)がある場合は、その所得にかかる税額は天引きされず、別途に個別納付または給与天引きで徴収されることとなります。

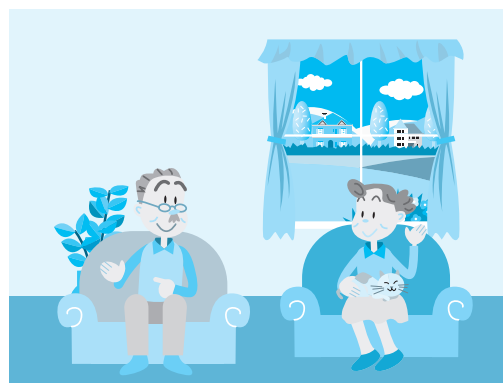
#### ●徴収方法

【新たに特別徴収の対象になった方…平成21年度は特別徴収対象者全員】

- ①上半期…公的年金にかかる年税額の半額を普通徴収(ご自身で納付書・口座振替により納めていただく方法)の1、2期で納めていただきます。
- ②下半期…残りの半額について、3分の1ずつ、10月・12月・2月の公的年金から天引きとなります。

【平成21年度の税額が12,000円だった場合】

徴収方法	普通徴収 (納付書・口座振替で個人納付)		特別徴収(年金から天引き)		
	住民税第1期	住民税第2期	年金支給月		
徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収額	3,000	3,000	2,000	2,000	2,000



### 市民税・県民税住宅借入金特別税額控除(住宅ローン)の申告をされていない方は、お早めに申告を!

平成19年から実施されました税源移譲により、20年分の所得税における住宅借入金等特別税額控除(以下、「住宅ローン控除」)の控除額が減少してしまうときには、申告書を提出することにより、減少額相当分を21年度の市民税・県民税から控除することができます。(平成11年から18年までの入居の方のみ)